

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携

当社は、経営コンサルティングサービスの提供にあたり、プロジェクトマネジメントに特化し、実装業務を担うパートナー企業・専門家との協業を事業モデルの中核としています。パートナーとの取引においては、発注内容・成果物の仕様を明確にした上で適正な対価で発注し、支払は現金により速やかに行います。また、案件を通じて得られた知見の共有や継続的な案件機会の提供により、パートナーの成長と当社の成長が両立する共存共栄の関係構築に取り組めます。さらに、労務費等の上昇を踏まえた取引対価の見直し協議には誠実に応じ、短納期発注等によるしわ寄せの防止に努めます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

中小企業の経営支援を本業とする立場から、取引先・支援先企業の取引適正化や価格転嫁の取組みを後押しします。

2026年7月22日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

P&M アソシエイツ株式会社

企 業 名

代表取締役 音吉 元樹

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。